

危ない!積雪・凍結路面 冬期間の転倒災害等を防止しよう!

旭川労働基準監督署

旭川労基署管内では、毎年11月から翌年の3月までの冬期間に積雪・凍結路面による転倒災害及び交通労働災害が多く発生しています。

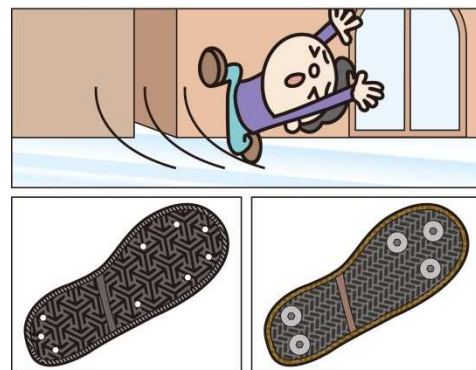
冬期間は特に下記事項について、集中的な転倒災害等防止対策の徹底をお願いします。

1 安全な通路の確保等

- (1) 事業場敷地内、駐車場、出入口などの滑りやすい場所を確認し、労働者に周知すること。
- (2) 通路面が積雪・凍結状態とならないよう除雪を行なうこと。
- (3) 屋外に通じる階段やスロープには滑り止め、手すりなど設けること。
- (4) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤（融雪剤・砂など）の散布を行なうこと。

2 安全歩行の徹底

- (1) 滑りにくい靴を着用させること。
- (2) 転倒のおそれがある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないよう指導すること。また歩行しながらの携帯電話の使用も避けること。
- (3) 「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「急がず、ゆっくり歩く」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」など路面に合った歩き方を指導すること。
- (4) 出入口にマットを用意し、靴の底に付いた雪や氷を除去すること。
- (5) 建設現場の敷鉄板などの上は雪によってより滑りやすくなるので注意をうながすこと。



3 スリップ等による交通事故の防止

- (1) スピードを抑え、天候や路面状況に合わせた速度での走行を指導すること。
- (2) タイヤが摩耗していないか日常点検を実施すること。
- (3) 冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を実施すること。
- (4) 過去の事件事例を参考に、走行する道路等の交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。
- (5) 見通しの悪い交差点は、必ず一時停止を行うよう指導すること。
- (6) 目的地へは余裕を持って早めに出発するよう指導すること。